



お知らせ

結婚50周年をお祝い

結婚50周年を迎える夫婦に市から記念品を贈呈します。

対象：昭和48年9月1日～49年8月31日の間に結婚した市内在住の夫婦 申し込み：7月31日(月)までに、①夫婦氏名 ②住所 ③電話番号 ④結婚年月日を左記まで

※記念品は9月中に贈呈します。対象期間より前に結婚し、まだ記念品を受け取っていない夫婦も左記までご相談ください。

申請高齢者支援課支援班

☎73・0033

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在の国民健康保険被保険者証(健康保険証)は7月末で有効期限が切れるため、新しい健康保険証を7月中に世帯ごとに簡易書留で郵送します。

なお、70歳以上の人には、被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。

閩市民課国保年金班

☎73・0086

夏の交通安全運動

7月10日(月)～19日(水)は、「夏の交通安全運動」が実施されます。

夏休みを迎えるこの時期は、暑さや解放感による安全意識・集中力の低下や、交通の流れの変化などから、重大交通事故の発生が懸念されます。

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を心掛け、交通事故を防止しましょう。

運動重点：①自転車ヘルメット着用と交通ルール順守の徹底 ②飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶 ③子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保 ④すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

閩環境生活課市民協働班

☎73・0088

高速バス「銚子東京線」時刻表改正

銚子市から匝瑳市を經由し東京駅を結ぶ高速バス「銚子東京線(匝瑳・横芝光ルート)」の時刻表が、6月に改正されました。市内の停留所：匝瑳市役所、八日市場駅、飯倉台 運賃：片道2000円 運行数：1日12

便(6往復)

※改正などの詳細は、千葉交通ホームページまたは市ホームページをご覧ください。



▼改正後の時刻表はこちら

☎0476・24・3331

ごみの野焼きはやめましょう

ごみの野焼きは、煙や悪臭、有害物質の発生、火災の原因にもなるため、一部の例外を除き、原則、禁止されています。

家庭のごみは焼却せず、ゴミステーションに出しましょう。 ※農林業を営むために、やむを得ず行う野焼きは例外となる場合があります。

閩環境生活課環境班

☎73・0088

社会を明るくする運動 強調月間

7月は社会を明るくする運動の強調月間です。

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯

罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、今何が求められているのか、自分には何ができるのかを、いま一度考えてみましょう。

☎73・0096

がんの集団検診

各種がんの集団検診を実施しています。がん検診の登録がある人には問診票を送付しましたので、受付時間などを確認して受診してください。

◆胃がん・肺がん・前立腺がん・肝炎ウイルス

期日/場所：7月19日(水)・20日(木)・21日(金)・23日(日) / 野栄総合支所 ※21日は女性のみ対象。

◆子宮がん

期日/場所：7月5日(水)・24日(月) / 野栄総合支所、8月1日(火)・6日(日)・7日(月)・8日(火) / 保健センター

※定員300人(1日当たり)。子宮がん検診は集団検診の他、個別検診を9月末まで実施。

☎73・1200

後期高齢者医療保険料額 決定通知書を送付

後期高齢者医療保険の被保険者へ、保険料額決定通知書を送付します。

保険料は、受給している年金が年額18万円以上の人の場合、原則、年金から天引きされます。18万円未満の人は同封する納付書を使用して納付してください。

なお、新しい被保険者証は、簡易書留で同時期に郵送します。

☎73・0086

子ども医療費助成受給券を更新します

新しい子ども医療費助成受給券を7月下旬に郵送します。

なお、8月1日(火)から中学生以下と同様に、高校生世代の人も、新たに受給券が使用できます。

※7月31日(月)の診療分までは、これまで通り償還払いによる申請が必要です。保健センターまたは野栄総合支所で償還払いの申請をしてください。

☎73・1200



重度心身障害者(児)医療費助成制度の更新

身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳の①、A、精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人は重度心身障害者医療の助成が受けられます(例外あり)。現在重度心身障害者(児)医療費受給券をお持ちの人には、通知書を送付していますので、

7月14日(金)までに福祉課(市役所1階)または野栄総合支所へ提出してください。ただし、課税状況により対象とならない場合があります。また、前回の申請および更新時以降に加入保険の変更があった場合は、早急に変更届を提出してください。

申請福祉課障害福祉班

☎73・0096

住宅用太陽光発電設備など設置費用の一部補助

住宅用太陽光発電設備や蓄電池などを設置する場合に費用の一部を補助します。
対象設備：家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、太陽熱利用システム、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

車、V2H充放電設備、住宅用太陽光発電設備 **注意事項**：①予算の上限に達し次第終了②対象設備設置前に申請し、交付決定を受けてから着手すること③実績報告書を工事などの完了後30日または令和6年3月11日(月)のいずれか早い日までに提出できること
 ※対象要件や申請方法の詳細は、市ホームページをご覧ください。

国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や万一のときなどに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。前年の所得が基準額を下回るなど、一定の条件を満たす人は、申請により保険料が免除または猶予される制度があります(=下表)。

免除などを受けるには申請が必要です。申請は、市民課(市役所1階)と野栄総合支所で受け付けています。マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから申請することもできます。

◆国民年金保険料の免除・猶予の基準

免除	
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が下記基準額以下の人	
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	
50歳未満の本人、配偶者それぞれの前年の所得が下記基準額以下の人 (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	
学生納付特例	
大学や専門学校などの学生本人の前年の所得が下記基準額以下の人(学生証などの写しが必要)	
128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等	
失業特例	
本人、配偶者、世帯主のいずれかが退職または廃業した人(離職票や雇用保険受給資格証などの写しが必要)	
新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例(令和5年6月分まで)	
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に本人、配偶者、世帯主のいずれかの収入が減少し、かつ所得見込み額が保険料免除の基準額以下の人(所得見込み額の中立書が必要)	
※「扶養親族等控除額」、「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票や確定申告書控えなどでご確認ください。	
申園市民課国保年金班 ☎73-0086	

農地は無断で転用できません

農地に建物を建てたり、資材置場や駐車場にするなど、農地を農地以外の用途に転用する場合、一時的な利用でも知事の許可が必要です。事前に農業委員会(市役所3階)までご相談ください。

許可を受けずに転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科されます。

問農業委員会事務局

☎73・0090

申環境生活課環境班

☎73・0088

▼対象要件など詳細はこちら



匠瑤市版 生涯活躍のまち 形成事業

福祉のまちを一緒につくろう!



一人ひとりに愛と希望を

社会福祉法人 九十九里ホーム

看護・介護・調理員・事務員等、様々な職種を募集します。

7月19日(水) 13:30~15:30に市民ふれあいセンターで行われる

匠瑤市雇用促進協議会合同就職説明会に参加します ☎0479(72)1400



2号広告